

報告第8号

市営の住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年6月8日提出

天理市長 並 河 健

専決第9号

専 決 処 分 書

市営の住宅の使用料等の請求及びその明渡しの請求に係る訴えを下記のとおり提起することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第6号の規定により、専決処分する。

令和2年5月11日

天理市長 並 河 健

記

1 当事者



原 告 天理市

代表者 天理市長 並 河 健

被 告



2 請求の趣旨

- (1) 被告に対し、改良住宅第号の建物の明渡しを求める。
- (2) 被告に対し、未払い賃料合計2,315,100円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。
- (3) 被告に対し、令和2年1月24日から第1号の建物の明渡し済みまで、1か月153,000円の割合による金員の支払いを求める。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担を求める。

3 訴訟提起日 令和2年5月22日